平成２５年（再イ）第３号
福岡県大野城市中央１丁目11番11―409号
リーベスト春日公園
再生債務者　立永　周治
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月30日まで
平成25年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３１８号
福岡県大野城市筒井３丁目４番20―103号
ファミール１
再生債務者　樋口　幸男
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月１日まで
平成25年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２８０号
福岡市東区三苫５丁目１番51―305号
再生債務者　横山　祥朗
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月２日まで
平成25年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３０６号
福岡市東区筥松３丁目２番31―102号
再生債務者　岡　　祥子
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月２日まで
平成25年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３１６号
福岡市博多区博多駅東１丁目２番２―203号
再生債務者　水谷　礼子
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月２日まで
平成25年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３２７号
福岡県太宰府市宰府１丁目３番13―303号
再生債務者　丸山　友博
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月２日まで
平成25年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１号
兵庫県揖保郡太子町太田1681番地１
再生債務者　廣岡　洋子
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月７日まで
平成25年４月15日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５６号
岡山市南区西高崎76番地60
再生債務者　笠原　竜生
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月７日まで
平成25年４月12日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１号
徳島県小松島市櫛渕町字油免２番地の２
再生債務者　髙木　博史
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月13日まで
平成25年４月15日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１号
山口県宇部市西宇部北５丁目10番16号
再生債務者　渡邉サツ子
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月13日まで
平成25年４月15日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第４１号
宮崎市吉村町上西中甲1384番地１　フォーリストＴ・H103号
再生債務者　濱中真一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年４月15日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２５年（モ）第２０２号
福岡県鞍手郡鞍手町弥生３丁目92番
再生債務者　鶴森　貴一
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成25年４月10日　福岡地方裁判所直方支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
千葉県茂原市早野450番地　120号
再生債務者　笹本　一成
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月26日まで
平成25年４月12日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
宮崎県西都市大字下三財5981番地32
再生債務者　菊池　浩吉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月13日まで
平成25年４月15日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１６号
さいたま市浦和区大東２丁目８番８号　アーリーリバー202号
再生債務者　伊賀　正広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月11日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１０１０５号
東京都清瀬市元町２―12―28
再生債務者　鈴木　寿武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第４号
青森県弘前市大字中野５丁目17番地10
再生債務者　尾崎　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日　青森地方裁判所弘前支部